

## 第2章 実施計画

### 1. 実施計画の概要

#### (1) 計画の目的

本市では、第5次小郡市総合振興計画の中で、まちづくり計画の基本理念を「市民との協働のまちづくり」と決めました。

「自分たちのまちは自分たちでつくる」ことを基本に、自助・共助・公助の組み合わせによって、お互いに補完し合いながら、地域の課題解決に当たることが「協働」の基本となる考え方です。

本計画は、第1章の基本指針を踏まえ、さらに具体的かつ計画的に本市の協働のまちづくり事業の取り組みを推進するために策定するものです。

#### (2) 計画の位置付け

本計画は、第5次小郡市総合振興計画で定められた基本理念「市民との協働のまちづくり」に基づき、基本計画「第6章 新たな小郡市の地域自治体制づくり 第2節 新たな地域自治」について、より具体化を図るための計画として位置付けます。

#### (3) 目指すべき姿

本市のこれまでの協働のまちづくり推進事業の考え方と各小学校区における協働のまちづくりの取り組みを踏まえ、「すべての市民の人権が尊重され、市民が主役の豊かなまちづくり」を目指して計画の推進を図ります。

**すべての市民の人権が尊重され**  
**市民が主役の豊かなまちづくり**

#### (4) 重点項目

本計画では、基本指針に示されている、本市の協働のまちづくりが目指すべき姿を実現するため、次の3つの取り組みを重点項目として、具体的な施策に取り組んでいきます。

① 総合的な推進

全市的な協働のまちづくり事業のさらなる推進と小学校区におけるまちづくり組織の活性化に向けて、総合的な施策の推進に取り組みます。

② 体制づくり

小学校区における協働のまちづくり事業を推進していく上において、人的、物的、財政的な面からの支援体制を構築するとともに、実施計画の推進体制を確保します。

③ 意識づくり

市民や市職員の協働のまちづくり推進事業に対する理解を深めるとともに、地域でのまちづくり活動への積極的な参画を促すため、情報提供と意識啓発を進めます。

## (5) 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とし、実施計画の進捗状況や社会情勢の変化等により、必要に応じて計画内容の見直しを図ることとします。

## 2. 重点項目の取り組み

### (1) 総合的な推進

#### ①実施計画の推進

##### 【現状と課題】

本市では、平成24年度から、小学校区における協働のまちづくり事業の取り組みを推進しており、今後も、さらに協働のまちづくり事業の具体的な推進に取り組んでいく必要があります。

##### 【今後の取組み】

全小学校区において設立されたまちづくり組織の基盤づくりを進めるとともに、各小学校区における協働のまちづくり事業の具体的な推進に取り組みます。

また、まちづくり組織の部会活動の取り組みを進めていくことに伴い、小学校区における各種団体等との調整を図るとともに、連携・協力できる体制づくりに努めます。

#### 《具体的な施策》

- ・協働のまちづくり事業の推進（総会、役員会等の組織運営、部会における事業実施）
- ・小学校区における各種団体等との連携・協力の体制づくり

#### ②部会事業の拡充

##### 【現状と課題】

まちづくり組織の部会活動は、地域の実情や特性に合わせて、具体的な地域課題の解決を目指すものです。

部会については、標準的に設置される「必置部会」と、地域の実情や特性に応じて設置される「任意部会」とに分類されるため、まずは、「必置部会」の設置を推進する必要があります。

##### 【今後の取組み】

必置部会として、防災に関する部会、青少年育成に関する部会、環境衛生に関する部会、健康福祉に関する部会の4部会については、全小学校区での設置を推進します。

任意部会についても、地域の実情に合わせて市民のニーズに応じた個性的なまちづくりを実施していくために、新たな部会の設置について検討を行います。

また、それぞれの部会においては、今後の目指すべきまちづくり活動の方向性を考えるため、部会における活動方針について検討を行います。

#### 《具体的な施策》

- ・まちづくり組織における必置部会の設置
- ・部会活動の拡充と新たな任意部会の設置
- ・それぞれの部会活動方針の検討

### ③市民と行政の協働

#### 【現状と課題】

「協働」のあり方の一つである「市民と行政の協働」にもさまざまな形態があります。本市では、地域の各種団体等が行っている活動の中でも、公益性・公共性が高いまちづくり事業については、市として積極的に共催や後援等を行うことにより、「市民と行政の協働」を推進していく必要があります。

また、地域で協働のまちづくりを推進していくにあたっては、まちづくり組織に参画する各種団体等が、相互に意見交換や交流ができる機会の確保が必要です。

#### 【今後の取組み】

まちづくり組織や地域の各種団体等が実施するまちづくり活動については、「市民と行政の協働」を推進する観点から、積極的に共催や後援等による支援を行います。

また、まちづくり組織に関わる役員や部会活動に参画する各種団体等の皆さんを対象に、協働のまちづくりに関する意見交換会、研修会、説明会を実施します。

#### 《具体的な施策》

- ・市民と行政の協働の推進（共催、後援等による支援）
- ・協働のまちづくりに関する意見交換会、研修会、説明会の実施

### ④新たな協働事業

#### 【現状と課題】

今後、さらに協働のまちづくり事業を全市的に推進していくためには、まちづくり組織の位置付けや役割、財源措置等について、法制化していく必要があります。

また、市民と行政が対等・協力の関係で協働事業を進めていくためには、行政から市民や各種団体等への依頼という形だけではなく、市民や各種団体等から協働事業の提案が可能になる仕組みづくりが必要です。

#### 【今後の取組み】

本計画の進捗状況や地域自治の状況を踏まえ、まちづくり組織の法的根拠を明確にするため、「協働のまちづくり推進条例（仮称）」の制定に向けた検討を行います。

また、現行のまちづくり支援基金を活用し、市民提案型協働事業の導入等も含めた新たな協働事業の制度化を検討します。

## 《具体的な施策》

- ・協働のまちづくり推進条例（仮称）の制定
- ・市民提案型協働事業（まちづくり支援基金活用事業）の制度化

## （２）体制づくり

### ①推進体制の確保

#### 【現状と課題】

現在、協働のまちづくり事業を推進する上において、まちづくり組織の代表者等で構成する「協働のまちづくり推進連絡会議」を設置し、各小学校区の協働のまちづくり事業の推進、部会活動の実施、組織の基盤づくりに向けた協議を行っています。

また、平成26年度から2年間は、各小学校区で動き始めたばかりのまちづくり組織の活動や部会設置などの基盤づくり、自立的運営に向けた指導・助言を行うため、「協働のまちづくり推進連絡会議委員（識見を有する者、以下「推進会議委員」という。）」を委嘱しています。

庁内においては、「協働のまちづくり庁内推進委員会」を設置し、本計画の策定と協働のまちづくり事業の推進に向けた検討、協議を行っています。

#### 【今後の取組み】

今後も、引き続き、協働のまちづくり事業の円滑な推進及び自立的な運営を促進していくため、「協働のまちづくり推進連絡会議」を開催していくとともに、推進会議委員による、まちづくり組織の基盤づくりや自立的運営に向けた指導、助言を行います。

また、庁内においても、「協働のまちづくり庁内推進委員会」を開催し、全市的な協働のまちづくり事業の推進に関する協議を行います。

## 《具体的な施策》

- ・協働のまちづくり推進連絡会議の開催
- ・推進会議委員による指導、助言（平成26年度から2年間）
- ・協働のまちづくり庁内推進委員会の開催

### ②事務局支援

#### 【現状と課題】

平成26年度から年次的に校区推進員を各校区公民館に配置し、まちづくり組織の事務局支援を行っています。平成26年度には、3名（6校区担当）の校区推進員を配置しています。

小学校区における協働のまちづくり事業を活性化していくためには、まちづくり組織の事務局支援体制が継続的かつ安定的に確保される必要があります。

### 【今後の取組み】

今後も、さらに校区推進員を全校区に配置することによって、まちづくり組織の事務局支援の充実を図ります。

また、今後の事務局支援のあり方として、まちづくり組織における専任事務局員の雇用についても検討を行います。

#### 《具体的な施策》

- ・ 校区推進員の年次的配置の拡充
- ・ まちづくり組織における専任事務局員の雇用の検討

### ③拠点施設の整備

#### 【現状と課題】

まちづくり組織の部会活動や地域のまちづくり活動を活性化していくためには、各小学校区において活動の拠点となる施設の確保が必要です。

本市では、校区公民館を協働のまちづくり活動の拠点施設として位置付けています。

#### 【今後の取組み】

小学校区における校区公民館については、まちづくり組織の拠点施設として利用が促進されるよう建設・整備を推進します。また、今後は、本市におけるコミュニティセンターのあり方等についても検討を行います。

#### 《具体的な施策》

- ・ 小学校区における拠点施設の建設・整備
- ・ 校区公民館の利用促進と事務室における事務スペースの確保
- ・ コミュニティセンターのあり方等についての検討

### ④財政支援

#### 【現状と課題】

本市では、まちづくり組織が、地域自治のための組織であり、小学校区における公共サービスの担い手でもあることから、まちづくり組織が行うまちづくり事業に対して、「協働のまちづくり推進事業支援金」による財政支援を行っています。

#### 【今後の取組み】

まちづくり組織が、安定的に組織を運営し、継続的にまちづくり活動を推進していただけるよう、「協働のまちづくり推進事業支援金」の拡充を図ります。

財政支援については、まちづくり組織が自らの裁量でその用途を決定し、事業配分するなど、自主的なまちづくりの促進につながるよう交付金化に向けた検討を行います。

## 《具体的な施策》

- ・協働のまちづくり推進事業支援金による財政支援の拡充

## (3) 意識づくり

### ①情報の発信と共有化

#### 【現状と課題】

これまで、各小学校区で取り組まれている協働のまちづくり事業の取り組みについては、広報おごおりやホームページ等を通じて情報発信に努めています。また、まちづくり組織においても、独自に校区だよりやまちづくり通信等を発行し、市民への情報発信を行っています。

しかし、まちづくり組織の事業内容や部会活動等については、市民に十分浸透しているとは言い難く、より効果的な情報発信の手法についての工夫が必要です。

#### 【今後の取組み】

今後も、協働のまちづくり事業に関する情報については、広報おごおりやまちづくり通信等を中心に、効果的で迅速な情報発信に努めます。

協働のまちづくり事業への市民参画を促進していくため、協働のまちづくりについて情報共有ができるハンドブックやパンフレット等を作成するとともに、市民が参画しやすいワークショップや説明会の開催に努めます。

まちづくり組織に参画する地域の各種団体等の情報の共有化とネットワークづくりを図ることにより、相互が連携・協力して取り組める体制づくりを行います。

## 《具体的な施策》

- ・情報発信の充実（校区だよりや通信の発行、広報おごおり、ホームページ等）
- ・協働のまちづくりについての情報共有（ハンドブック、パンフレットの作成等）
- ・地域の各種団体等の情報共有とネットワークづくり

### ②人材の活用と育成

#### 【現状と課題】

協働のまちづくり事業を推進していくためには、さまざまな市民の自主的・主体的な活動を通じて、多くの市民や地域の各種団体等の皆さんのまちづくりへの参画と協働を促すことが必要です。

また、自治会（行政区）においても、地域のリーダー（区長や役員等）として地域活動を推進していく人材の確保は、大きな課題となっています。

#### 【今後の取組み】

協働のまちづくり事業の取り組みを通じて、多くの市民や地域の各種団体等の皆さ

んに、まちづくり活動へ参画するきっかけづくりを行うとともに、まちづくり活動の楽しみや魅力を理解していただくため、市民講演会等を開催します。

また、講習会、ワークショップ等の開催により、地域でのまちづくり活動を総合的にコーディネートできる人材の育成に努めます。

#### 《具体的な施策》

- ・市民や各種団体等を対象とした市民講演会等の開催
- ・人材育成に向けた講習会、ワークショップ等の開催

### ③市職員の意識づくり

#### 【現状と課題】

平成25年度に、全校区においてまちづくり組織が設立されるに至ったことから、今後はさらに地域のまちづくり活動が活性化していくことが予測されます。

地域の部会事業の取り組みに対して、「公助」の観点から、市の担当所管課による事業支援の体制を構築するとともに、全ての市民がまちづくりに参画できるよう、市としての関わりが必要です。

また、市職員についても、これまで、市職員を対象にした研修会やワークショップ等を実施しており、平成26年度には、市職員がボランティアとして協働のまちづくり活動に参画するための地域活動サポーター制度を導入しています。

#### 【今後の取組み】

市として、地域のまちづくり活動においては、地域の全ての市民がまちづくりに参画できることを目指すとともに、人権の尊重を基本として地域の人と人とのつながりが形成されるよう、その働きかけと意識づくりに努めます。

今後も、市職員の協働のまちづくりに関する理解を深めるために、全職員を対象に研修会やワークショップ等を実施し、市職員一人ひとりが、共通理解と統一的な対応ができるよう意識づくりに努めます。

また、地域活動サポーター制度の充実を図ることによって、市職員が協働のまちづくり活動へ参画する機会の拡充に努めます。

#### 《具体的な施策》

- ・市職員の協働のまちづくり事業に関する研修会等の実施
- ・地域活動サポーター制度の拡充

### 3. 計画の推進体制

#### (1) 施策体系図

(別紙1) 協働のまちづくり推進事業の施策体系図【P. 24】

#### (2) 実施スケジュール

平成25年度に全校区においてまちづくり組織（準備会含む）が設立されるに至ったことから、平成27～28年度を試行期として位置付け、平成29年度以降を形成期として本格実施への移行を目指します。

(別紙2) 協働のまちづくり推進事業の実施スケジュール【P. 25】

#### (3) 推進体制と進行管理

本計画に実効性を持たせ、全校区における協働のまちづくり事業を着実に推進していくためには、体制整備を確実に進めていくとともに、適切な進行管理を行うことが必要です。

本計画の進行管理や点検評価を行うため、引き続き第三者機関として、「協働のまちづくり実施計画策定委員会」を設置し、委員には公募委員を確保するなど、透明性と客観性が確保された体制づくりに努めます。

また、「協働のまちづくり推進連絡会議」や「協働のまちづくり庁内推進委員会」においても、全市的な協働のまちづくり事業の推進の観点から、主体的に本計画の進行管理、定期的な進捗状況のチェック、具体的な事業推進に向けた協議等を行っていきます。

(別紙1) 協働のまちづくり推進事業の施策体系図

重点項目	事業内容	具体的な施策
1. 総合的な推進	①実施計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働のまちづくり事業の推進（総会、役員会等の組織運営、部会における事業実施）</li> <li>・小学校区における各種団体等との連携・協力の体制づくり</li> </ul>
	②部会事業の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり組織における必置部会の設置</li> <li>・部会事業の拡充と新たな任意部会の設置</li> <li>・それぞれの部会活動方針の検討</li> </ul>
	③市民と行政の協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民と行政の協働の推進（共催、後援等による支援）</li> <li>・協働のまちづくりに関する意見交換会、研修会、説明会等の実施</li> </ul>
	④新たな協働事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働のまちづくり推進条例（仮称）の制定</li> <li>・市民提案型協働事業（まちづくり支援基金活用事業）の制度化</li> </ul>
2. 体制づくり	①推進体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働のまちづくり推進連絡会議の開催</li> <li>・推進会議委員による指導、助言（平成26年度から2年間）</li> <li>・協働のまちづくり庁内推進委員会の開催</li> </ul>
	②事務局支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校区推進員の年次的配置の拡充</li> <li>・まちづくり組織における専任事務局員の雇用の検討</li> </ul>
	③拠点施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校区における拠点施設の建設・整備</li> <li>・校区公民館の利用促進と事務室における事務スペースの確保</li> <li>・コミュニティセンターのあり方等についての検討</li> </ul>
	④財政支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働のまちづくり推進事業支援金による財政支援の拡充</li> </ul>
3. 意識づくり	①情報の発信と共有化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報発信の充実（校区だよりや通信の発行、広報おごおり、ホームページ等）</li> <li>・協働のまちづくりについての情報共有（ハンドブック、パンフレットの作成等）</li> <li>・地域の各種団体等の情報共有とネットワークづくり</li> </ul>
	②人材の活用と育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民や各種団体等を対象とした市民講演会等の開催</li> <li>・人材育成に向けた講習会、ワークショップ等の開催</li> </ul>
	③市職員の意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員の協働のまちづくり事業に関する研修会等の実施</li> <li>・地域活動サポーター制度の拡充</li> </ul>

(別紙2) 協働のまちづくり推進事業の実施スケジュール

施策の体系	事業項目	具体的取り組み	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施スケジュール		・実施スケジュールの見直し	試行期		形成期
1. 総合的な推進	①実施計画の推進	・協働のまちづくり事業の推進 ・各種団体等との調整・連携の体制づくり	→		
	②部会事業の拡充	・必置部会の設置 ・部会事業の拡充と任意部会の設置	必置部会の設置 →		
	③市民と行政の協働	・市民と行政の協働の推進 ・意見交換会、研修会、説明会等の実施	→		
	④新たな協働事業	・協働のまちづくり推進条例(仮称)の制定	条例制定に向けた検討	条例の制定	→
・市民提案型協働事業の制度化		制度化 →			
2. 体制づくり	①推進体制の確保	・協働のまちづくり推進連絡会議の開催 ・協働のまちづくり庁内推進委員会の開催	→		
	②事務局支援	・校区推進員の年次の配置	→		
	③拠点施設の整備	・校区の拠点施設の建設・整備	→		
	④財政支援	・協働のまちづくり推進事業支援金による財政支援	→		
3. 意識づくり	①情報の発信と共有化	・情報発信の充実 ・情報の共有化、ネットワークづくり	→		
	②人材の活用と育成	・市民講演会、ワークショップ、講習会等の開催	→		
	③市職員の意識づくり	・市職員への研修会等の実施 ・地域活動サポーター制度の充実	→		

